

第 13 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 3 年 12 月 20 日 金曜日 13 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第13回 会津美里町農業委員会定例総会会議録

1. 日時 令和3年12月20日 月曜日 13時30分～14時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 眞実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 眞部 剛	推進委員 元木 博人
	推進委員 山田 幸市	推進委員 齋藤 仁
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 8名出席／10名	
4. 議事録署名人	6番 松本 晋平	8番 福田 眞実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第13回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
6番 松本晋平 委員、8番 福田真実 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号16番、譲渡人は、譲受人は

申請農地は、沼田字出戸田沢24番外28筆田10,723㎡であります。

申請事由は、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望であります。

移転時期は許可日以降であり、価格は無償です。その理由ですが、

さんは、父・さんから平成22年に相続したところ、耕作できないため、長年さんへ利用権設定で耕作してもらっていたもので、今般、耕作者へ譲渡したいとして双方話し合いの上、無償となったものがあります。

権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第47号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第47号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第4条関係】

議 長 次に、議案第48号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号2番、申請人はです。

申請農地は字新布才地2番畑27,472㎡の内14,880㎡であります。

転用しようとする事由は駐車場用地です。工事着工及び完成は、許可日から令和4年1月31日の予定となっております。

建築物の名称及び面積は、駐車場 9,880 m²、雪捨て場 3,100 m²、通路 1,900 m²です。

なお、現地調査を実施しております。現地調査は、本案件が常設審議委員会にかかるため、常設審議委員である昭和村農業委員会 会長にも同席願いました。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号2番について、本名京子委員より報告願います。

本名委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。

令和3年12月9日 午後2時から調査を行いました。

出席者は、
、
、両沼地区担当常設審議委員である昭和村農業委員会の 会長、町農業委員会より、渡部委員と私、事務局 により調査を実施しております。

転用目的は 駐車場用地 です。付近への被害防止策ですが、申請地は平坦地であり盛土等も行わないため、土砂流出の恐れはありません。

農業用排水施設への影響ですが、雨水は自然地下浸透及び南側と西側の側溝により排水します。

その他周辺農地への影響ですが、申請地は北側と西側に農地が広がっていますが、公衆用道路を介しており、建物を建てるわけでもないため、日照等の問題も起きず、付近の農地への影響はありません。

以上報告いたします。よろしく申し上げます。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第48号について質疑を求めます。

村松委員 申請地には、トンネル工事の作業員宿舎が建っていたと思いますが、長期に渡って地目が畑のまま建物が建っていたことについて、何か問題はなかったのでしょうか。その経緯をお聞かせいただければと思います。

事務局次長 経緯でございますが、ここは創設非農用地ということで平成19年にできたところございまして、その当時から農地の取扱いについて協議しながら進めてき

たところでございます。換地以前の計画ですと、こちらには会津高田町時代の統合小学校を建てる計画でございましたが、それが変更になっているということでございます。農地法上も、計画が変更になったところについては、転用申請を出すということになってございまして、この庁舎を建てる时候にも転用申請を出しております。

トンネル工事の作業員宿舎でございますけれども、あれにつきましては、あくまでも一時転用ということで許可を出しております。それについては、一度原状回復を行ってから、今回恒久転用を行うものであります。土地利用計画図右側の駐車場や通路と書いている部分が、宿舎が建っていた場所で、今回恒久転用する箇所となります。

村松委員 工事期間が1か月で、冬期間の工事となりますが、大丈夫なのでしょうか。

事務局次長 今回は、土地を多少均す程度で、ほとんどお金のかからない程度で行うものとなっております。

議長 そのほかにありませんか。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第48号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議長 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号10番、譲渡人は、 、譲受人は、
です。

申請農地は、下堀字中川 361 番 1 畑 477 m²です。

移転時期及び価格は許可日以降で 1 m²あたり 6,918 円、

移転理由は一般住宅の建築であります。工事着工及び完成年月日は、許可日から令和 4 年 10 月 31 日の予定です。建築物の名称及び面積は、住宅 77.01 m²、駐車スペース 99 m²、雪捨て場・通路 300.99 m²。

なお、現地調査を実施しております。以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 10 番について、眞部剛委員より報告願います。

眞部委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。

令和 3 年 12 月 6 日 午後 2 時から調査を行いました。

出席者は、申請代理人の 行政書士、町農業委員会より、松本吉弥 委員と私、事務局により調査を実施しております。

転用目的は一般住宅の建築です。付近への被害防止策ですが、申請地は、周囲に擁壁が施工されているため、土砂流出の恐れはありません。

農業用排水施設への影響ですが、汚水は合併浄化槽で処理後、南側の既設側溝へ排水し、雨水も同様に南側の側溝に流すため、影響はありません。

その他周辺農地への影響ですが、申請地は、東側、西側、北側が宅地、南側が道路となっており、付近に農地はないため、影響はありません。

また、土地の境界につきましても、境界標により確認できましたので問題はありません。以上報告いたします。よろしく願います。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 49 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 49 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 50 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 4 番、移転する者 高田 5 区-3 さん、
移転を受ける者 さん。

当該農地は、藤家館字村東 115 番 1 外 3 筆 田 3,560 m²、

価格は、10 アールあたり 300,000 円でまとまっております。

理由につきましては、当該地が全部不整形地となっており、それを考慮したあっせんの結果です。

なお、あっせん会議を開催しております。以上です

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。

受付番号 4 番について、眞部剛委員より報告をお願いいたします。

眞部委員 令和 3 年 11 月 30 日に会津美里町本庁舎 2 階 205 会議室においてあっせん会議を行いました。

出席者は、松本吉弥委員と私、事務局次長、出し手の さん、受け手の さんであります。

はじめに、 さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい、とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 さんは、新鶴地域で約 13.7 ヘクタールの農地について水稻と畑作の複合経営をされており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。

価格につきましては、出し手から話し合い、受け手から希望額の提示がありましたので、妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、耕地の形状が変形地であり、耕作条件が悪いこと等を考慮いたしました。あっせんの結果、双方納得したため、田を 10 アール当り 300,000 円とすることで合意に至りました。以上よろしく願います。

議 長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 50 号の所有権移転は、原案のとおり決定することに決しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、まず、受付番号 154 番から 177 番まで
を議題といたしますので これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 154 番から 177 番までは、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 178 番から 194 番を議題といたします。本件については、委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は一時退席願います。

— 委員 一時退席 —

議長 それでは、これより質疑を求めます。

事務局次長 1点補足いたします。受付番号194番ですが、と
いう組織を設立しまして、中間管理機構を通して利用権設定するというもので
ございます。については、6月17日に設立しまして、役員5
名、小沢地区の農地・農業用水の資源の保全と質的向上を図る事業、農業の経
営、生活環境との調和を図る事業等々を行うということでございます。

村松委員 の利用権設定については、梁田地区の圃場整備とは関係ないの
でしょうか。

事務局次長 小沢地区の人・農地プランを作っていく上で、必要だということで設立された
もので、梁田地区の圃場整備とは直接関係はございません。

議長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員
は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、受付番号178番から194番までは、原案のとおり決定いたし
ます。

— 委員 着席 —

議長 委員に申し上げます。
本案件は、原案のとおり決定しました。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 51 号 遊休農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 通し番号 42 番から 77 番の 36 筆です。
農地の所在は、一覧表のとおり、沼田字下居当り丙 57 番 1 ほか
となっております。地目、面積、現況確認日等については、一覧表のとおり
です。所有者は全て さんです。
現地確認については、農業委員会より委員 2 名と事務局で現地調査をして
おります。また、通し番号 61 番から 77 番については、机上で写真により判断
したものであります。
その結果、全筆を原野とすることが妥当との判断をいただいております。

議 長 以上で説明が終わりました。本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。通し番号 42 番から 77 番について、佐々木宏光委員より報告願います。

佐々木委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。
通し番号 42 番から 77 番、非農地化希望申請者は、 さん
です。当該地については、農地法の運用第 4（2）の所有者からの申請に基づ
き、令和 3 年 9 月 2 日 午前 9 時から調査を行いました。
調査委員は、大井委員と私、事務局により現地調査をしております。
なお、一部は、11 月 10 日に机上で写真により現地確認を行いました。現地
へ続く道は、一部崩壊しており、危険であるためやむを得ず机上で判断した
ものです。判断基準は、農地法の運用第 4（4）に基づき判断いたしました。沼
田字下居当り丙 57 番 1 外 35 筆は、沼山集落内及び集落の北東の山中に位置
しております。
現地を精査し、事務局より聞き取りをしたところ、36 筆とも未整備の農地
であり、申請者のご両親が亡くなってから 5 年以上は耕作しておらず、雑木が
生い茂り原野化の様相でありました。
なお、沼山の自治区長に対して意見を聴取したところ、できれば年 1 回は、
草刈りをしてほしいとの条件付きで、全筆非農地化してもやむを得ないとの回
答を頂いております。
その他、大田及び下七十苺、下小館は山中にあり、作業道も狭く、機械での
耕作ができないため、再生困難な農地と判断いたしました。申請地は、周辺を
宅地や山林で囲まれており、他の農地への影響はありません。

そこで、沼田字下居当り丙 57 番 1 外 35 筆 について、非農地・原野であると判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 51 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 51 号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 48 号から第 51 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 48 号につきましては、相続による農地の取得でございます。9 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について】

事務局次長 続きまして報告第 49 号は、市街化区域内の転用届出であります。
受付番号 4 番、譲渡人 _____、譲受人 _____ 会
社員。

申請農地は字新用地 205 番 4 田 304 m²で、権利移転の理由は一般住宅用地です。建物の名称及び面積は、一般住宅 72.5 m²、ほかは駐車場・雪捨て場等で 231.5 m²となります。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 続きまして、報告第 50 号は、農業用倉庫を建築するために受けた、農地法第 5 条 1 項の許可証を紛失したので、証明証を発行したものであります。詳細はお読み取りください。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 51 号 合意解約についてであります。
解約については、6 件提出されております。
それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細についてはお読み取りを頂きたいと思えます。
なお、受付番号 81 番につきましては、円滑化事業であったものを今回解約して、借り直すということでございます。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 13 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 10 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(6番 松本 晋平)

会議録署名人 _____ 印
(8番 福田 真実)